

# 「京都市地球温暖化対策計画＜2011～2020＞」の見直しについて

## 1 地球温暖化対策計画の概要

本市は京都議定書誕生の地として、平成9年から地球温暖化対策の取組を開始し、平成16年には、地球温暖化対策に特化した全国初となる条例である「京都市地球温暖化対策条例」（以下、「条例」という。）を制定し、先駆的な取組を進めてきた。

2010（平成22）年度には、条例を全部改正し「市域からの温室効果ガス排出量を、1990（平成2）年度比で、2020（平成32）年度までに25%削減、2030（平成42）年度までに40%削減」という目標を掲げた。

### (1) 計画の位置付け

「地球温暖化対策計画＜2011～2020＞」（以下、「計画」という。）は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に基づき策定したものである。

### (2) 計画期間及び削減目標

計画期間：2011（平成23）年度から2020（平成32）年度

削減目標：京都市域からの温室効果ガス排出量を、

「2020（平成32）年度までに、1990（平成2）年度比で25%削減する。

### (3) 6つの社会像の提示

低炭素社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり、そのためには市民や事業者が広く共感でき、共有することができる社会像を提示し、それに向けた政策を進めていくことが重要である。このため、京都の特性を考慮した6つの観点から、条例の削減目標年次である2030（平成42）年度の低炭素社会像を提示している。

- ① 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち
- ② 森を再生し「木の文化」を大切にするまち
- ③ エネルギー創出・地域循環のまち
- ④ 環境にやさしいライフスタイル
- ⑤ 環境にやさしい経済活動
- ⑥ ごみの減量

これら6つの社会像の実現を目指し、18の推進方針を設定し、そのもとに108の具体的な取組を掲げている。また、取組の進捗管理を行うため、社会像ごとに「太陽光発電設備の発電出力」などの削減効果の算定に結びつく「削減効果指標」を設定しており、それぞれの指標について2020（平成32）年度の目標値を定めている。

## 2 現 状

現在、「太陽エネルギー利用促進事業」や「市民協働発電制度」、「エコ学区事業」、「DO YOU KYOTO?クレジット制度」等の取組を進めているほか、「水垂埋立処分地大規模太陽光発電所事業」など、計画に掲げていなかった新たな取組にも積極的に取り組んでいる。

### 3 課題

- 2012 年度以降の中長期的な傾向として、原発の依存度低下に伴い、温室効果ガス総排出量も増加することから、条例及び計画で掲げる削減目標の達成に影響がある。

温室効果ガス総排出量のうち約 95%を二酸化炭素が占める。その二酸化炭素排出量は、原発の稼働率低下による発電量の減少を代替するための、火力発電所の化石燃料使用量の増加によって増える。

- こうした状況や「(国) エネルギー基本計画」見直し、「(国) 地球温暖化対策計画」策定の状況を踏まえ、本市独自に策定する「エネルギー政策推進のための戦略」と整合を図りつつ、新たな対策の追加、市民や事業者に本市の取組成果がより明確になるよう、電気・ガスなどのエネルギー使用量といった進捗指標の新設など、「京都市地球温暖化対策計画」の積極的な見直しを行う。

国において、東日本大震災及び福島第一原発事故を契機とした、「エネルギー基本計画」の見直し（年内作成予定）、地球温暖化対策計画の検討（11 月の COP19 開催までに温室効果ガス 25%削減をゼロベースで見直す）が行われている。

### 4 これまでの経過と今後のスケジュール（予定）

これまでに、地球温暖化対策推進委員会を 4 回開催し、計画の見直しを進めてきた。

年 月	審 議 の 予 定
平成 24 年 11 月 8 日	課題の抽出
平成 25 年 3 月 28 日	検討すべき論点の整理
平成 25 年 5 月 31 日	検討すべき論点の整理及び論点別の現状と課題の確認 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈検討すべき論点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○温室効果ガス排出量削減目標</li> <li>○削減効果指標による施策の進捗管理</li> <li>○再生可能エネルギーなど自立分散型エネルギーの普及促進</li> <li>○省エネルギー推進対策の強化</li> <li>○グリーンイノベーションの創出・振興のための取組強化</li> <li>○環境教育の充実</li> </ul> </div>
平成 25 年 6 月 20 日	論点別の現状と課題の確認

市民・事業者の行動を促すための、わかりやすく多面的な指標による進行管理

今後、地球温暖化対策推進委員会において、対応策、骨子案などを検討し、素案を作成する。以降、国の「地球温暖化対策計画」策定等の動向を十分踏まえ、パブリックコメントを実施し、平成 25 年度末までに改定を行う予定（スケジュールは別紙を参照）。

なお、平成 26 年度からは、条例第 57 条に基づき条例の見直し作業を開始する。

（第 57 条「施策の状況、技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、概ね 5 年ごとに、その見直しを行うものとする。」）